

## 第2回 PTS 信用取引検討会

〔 平成29年6月2日（金）午前10時00分  
東京証券会館 5階第1会議室 〕

### 議 案

- PTS 信用取引解禁に当たっての関係者間における実務的な連携方法について

以 上

PTSにおける信用取引導入に向けた  
信用取引残高等の集計・報告及び信用取引に係る規制措置に  
関する関係者間における連携のあり方(案)

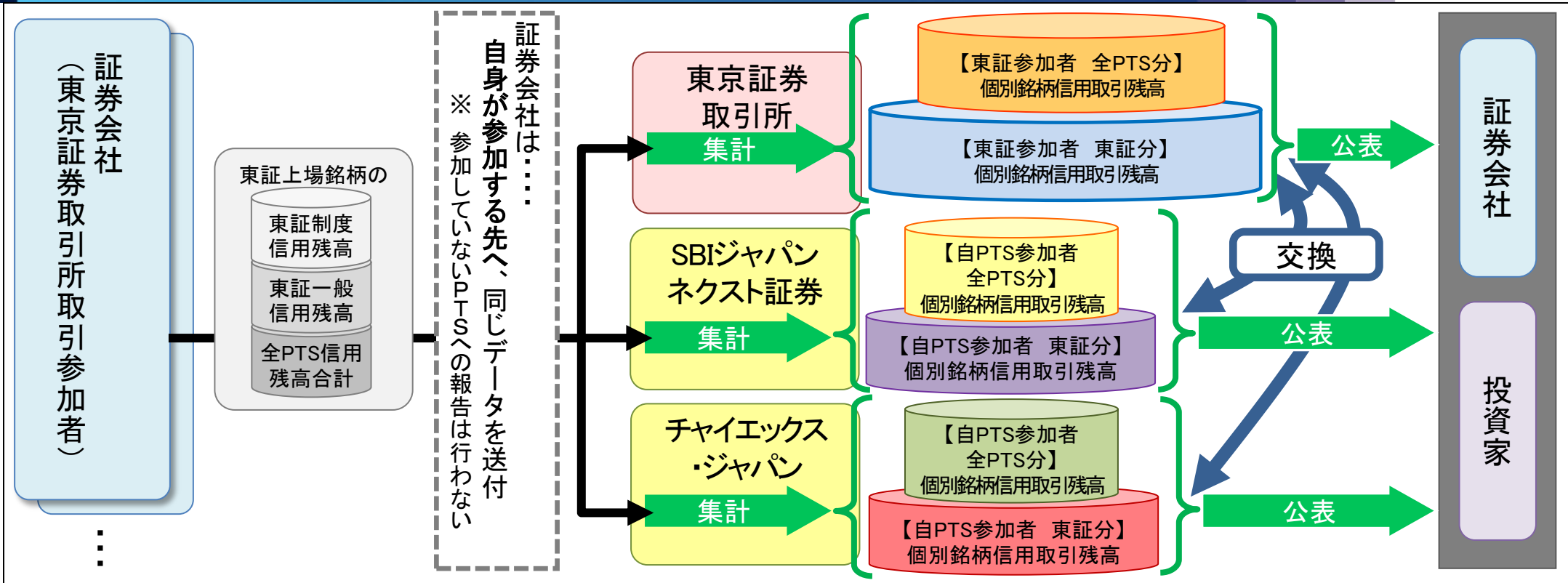
(第2回PTS信用取引検討会 資料)

日本証券業協会 エクイティ市場部

平成29年6月2日

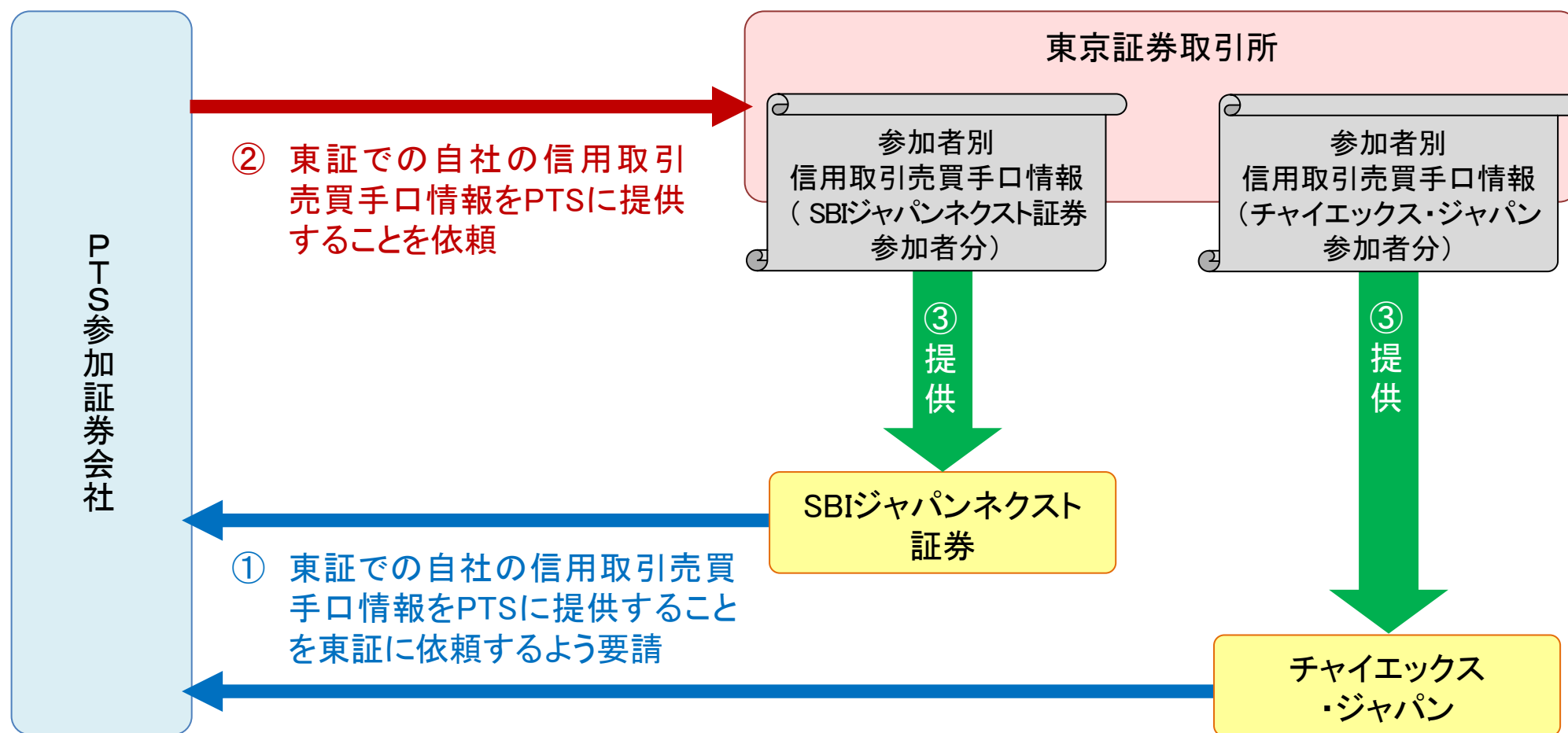
- 以下においては、極めて事務的な内容であることから、PTSをめぐる現在の状況、すなわち、PTSを運営しているのはSBIジャパンネクスト証券及びチャイェックス・ジャパンの2社であること、及び、各PTSの取引参加者は全て東証の取引参加者であること、を前提としている。
- 以下においては、東証及び上記PTS2社について表している。
- 現在、SBIジャパンネクスト証券及びチャイェックス・ジャパンの2社が運営するPTSで取り扱われている銘柄は、東証上場銘柄のうち、両社がそれぞれ指定する銘柄に限られている。
- 以下においては、PTS信用取引と貸借取引の関係について議論に含めていない。

# 1 信用取引残高(銘柄別信用取引週末残高)の報告・集計・公表方法



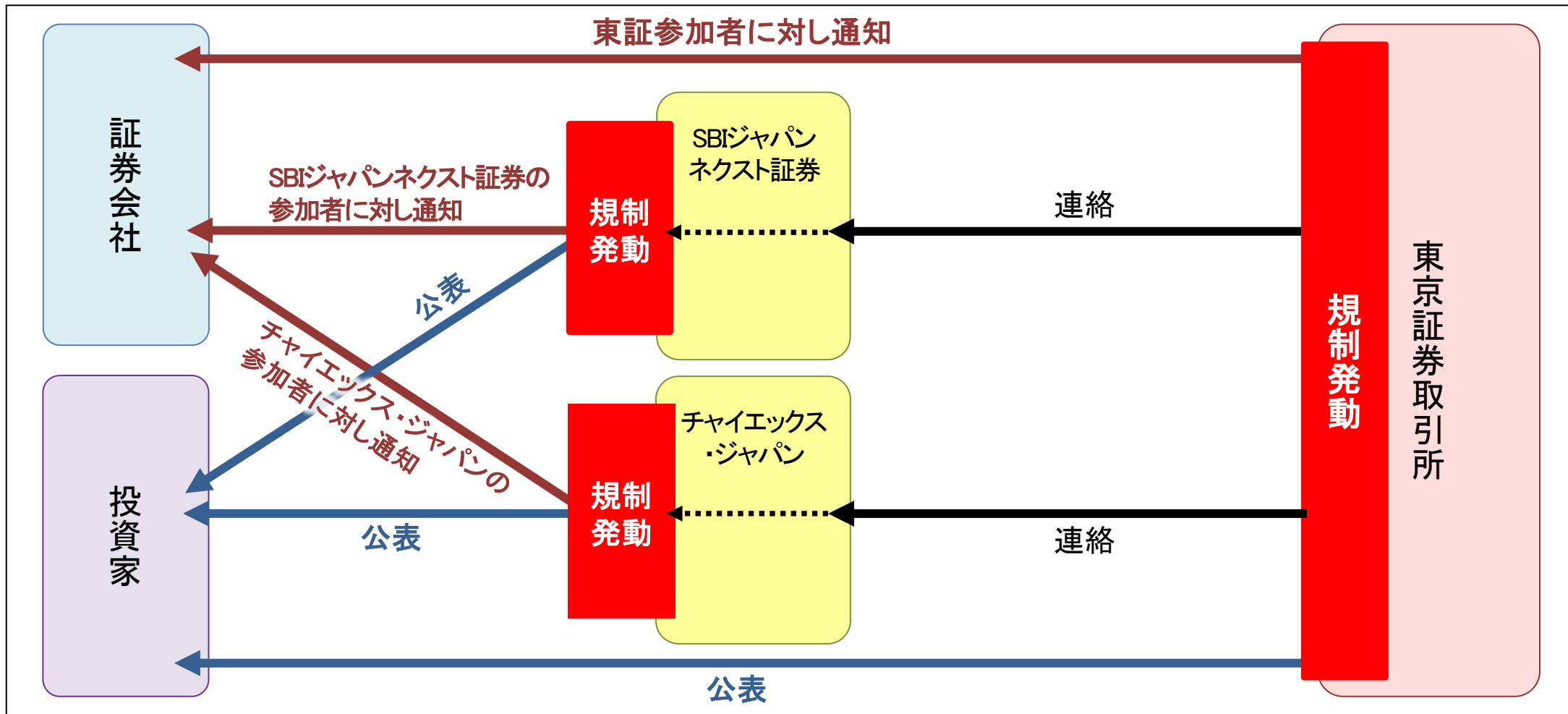
- 証券会社(東証取引参加者)は、週に一回、東証上場銘柄の銘柄ごとの信用取引残高を、東証での制度信用取引分、東証での一般信用取引分、全てのPTSでの信用取引合計分に分けたデータを作成し、これを東証に報告する。PTSの取引参加者である証券会社は、同時に、当該PTSに同じデータを報告する。
  - 東証は証券会社(東証取引参加者)からの東証での取引分に係る報告につき、各PTSは当該PTSの取引参加者からの全てのPTSでの取引合計分に係る報告につき、正確性を確保するために必要な措置をとる。
  - 日証協は、PTSの取引参加者である証券会社に対し、東証上場銘柄のPTSでの信用取引残高合計分につき正確に当該PTSに報告しなければならない旨の自主規制規則を定める。
- 東証及び各PTSは、それぞれに報告されたデータを東証分と全PTS分とに分けて集計(合算)する。これにより、それぞれの取引参加者を報告者の母集団とする個別銘柄信用取引残高(東証分、全PTS分)のデータを、それぞれが持つことになる。
- 東証と各PTSは、自市場が報告を受け、集計した残高の正確性を自ら確認したうえで、相互に情報を交換し、市場全体の情報を共有する。
- 東証と各PTSは、それぞれが集計した残高を公表する。

## 2 参加者別信用取引売買手口情報の共有について



- 各PTSにおいては、自市場の信用取引残高の信頼性を維持するために信用取引売買手口情報を参照する必要があることから、日に一回、PTS参加証券会社から東証に対する依頼に基づき、東証から当該手口情報の提供を受ける。
- PTSから東証、PTS間においても同様。
- 上図では、東証からPTSへの信用取引売買手口情報の提供のフローを示している。

### 3 信用取引規制の発動について (1) 東証が発動した場合



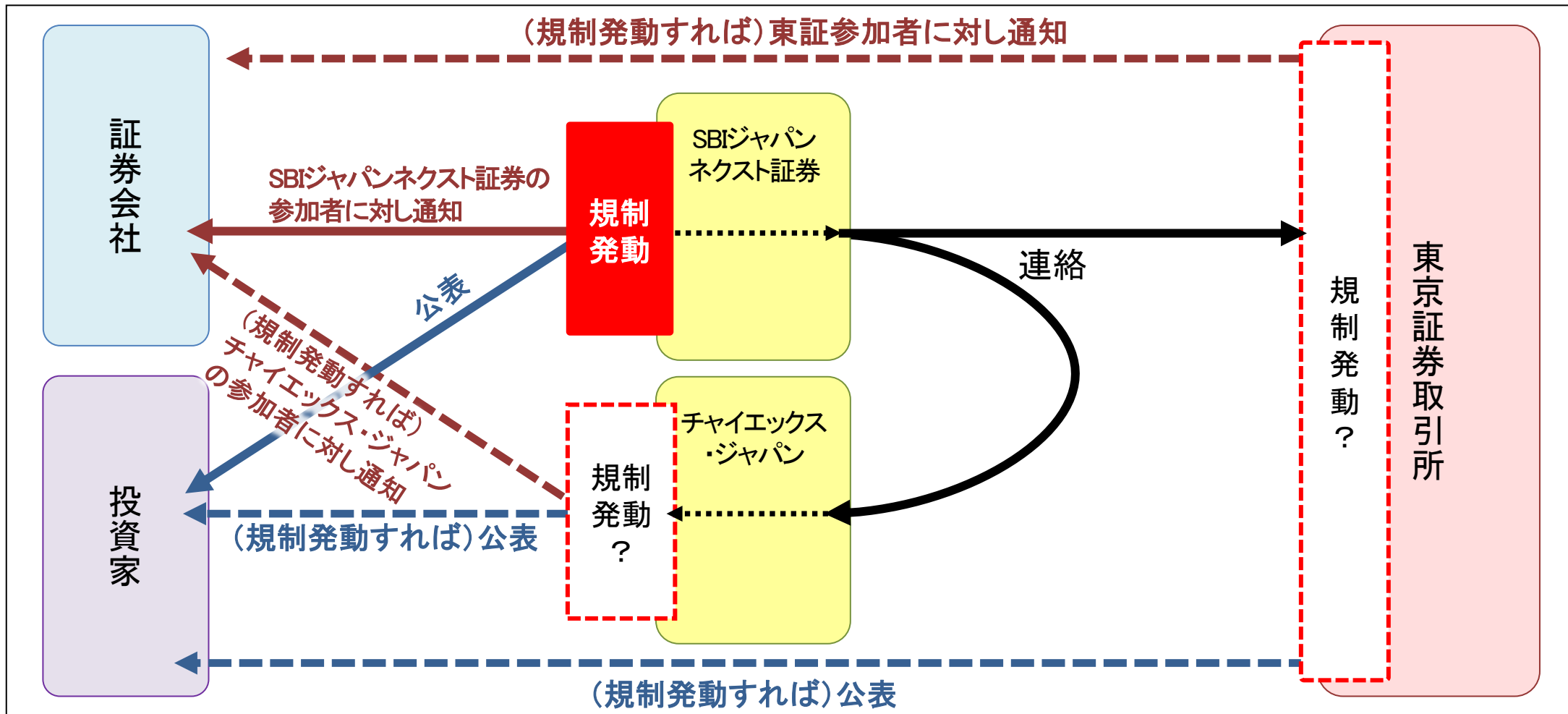
- 東証が規制を発動した場合、各PTSはこれに倣って規制を発動する。

#### □ 信用取引に関する規制等

- › 全体規制 … 委託保証金率の引上げ、代用有価証券掛目の引下げ
- › 個別銘柄規制 … 日々公表銘柄の指定、委託保証金率の引上げ、代用有価証券除外 等

### 3 信用取引規制の発動について

#### (2) PTS(例:SBIジャパンネクスト証券)が発動した場合



- PTS(ここではSBIジャパンネクスト証券)が規制を発動した場合、当該PTSは東証及び他のPTS(ここではチャイエックス・ジャパン)にその内容を連絡。これを受け、東証及びチャイエックス・ジャパンは規制を発動するかどうかを判断。